

《巻頭言》

第8号刊行に寄せて

センター長・法学部教授 指宿 信

2024年、成城大学治療的司法研究センターは創設7周年を迎えた。

これまでの活動を総括すると共に、センターの今後も見据えて外部評価を実施することにして2月から3月にかけて外部評価委員の先生に活動報告書を提出すると共に面談を受け、多くの質問を頂いた。この報告書と最終的な評価については公開しており、以下からどなたでもご覧いただけるようになっている。

<https://www.seijo.ac.jp/research/rctj/publications/jtmo42000000kt2z-att/cvt4qu00000025ue.pdf>

外部評価委員としては、理化学研究所理事の仲真紀子氏と立命館大学産業社会学部教授の中村正氏にお引き受けいただいた。両氏ともたいへんご多忙のところをセンターの活動の意義をご理解いただき、書面審査、サイトビジット、面接、審査票の作成に多大なご尽力をいただいた。ここに記して感謝申し上げたい。

七年間を振り返るとやはりパンデミック時期が大変であった。オンラインを中心に活動を余儀なくされた。治療的司法研究会（有職者）やTJカンファレンス（センタースタッフ及び全国のTJに関心をもつ院生中心）には全国からメンバーが集うことができ便利であった反面、せっかく作られた学生によるセンターサポーターの活動が中断してしまうことになった。今後は本学のみならずいろいろな大学の学生でTJに興味関心をもつ人たちに訴求力ある制度を再構築する必要があると感じている。

今回の外部評価では、センターの長所や特徴として、所属研究員によるメディアでの発信、研究活動（学会報告や論文、著書等）、YouTube等での社会還元、センター刊行の当ジャーナルによる学術出版といった活動について高い評価を頂いた。他方で、それらの活動の目標や目的が必ずしも具体的ではないことや、またアウトリーチの達成度合いを示すような数値が用意されておらず効果検証ができていないことなど、主にマネジメントについて改善点として指摘を受けた。

センターの活動として高い評価を受けているのは、センター独自の活動のみならず所属する研究員、客員研究員、PD研究員等の学術的パフォーマンスや発信力に負うところが大きい。常勤職員1名の小世帯でありセンター独自の活動には人的物理的に制約があることは否めない。マネジメント面でもセンター長自身が教員兼任であり教育や学



内行政等の職務を相応に負っており、自身の研究活動や他の研究プロジェクト（科研費等）の責任を有しているという限界もある。そんな中でも、ご指摘に応えられるよう、新しい年はできることから改善を進めていきたいと思う。

さて、治療的司法ジャーナルの第8号では、2024年10月に立正大学で開催された治療的司法研究会の様子をお伝えすることができた（写真）。アメリカのドラッグコート関係者の講演である（本号30頁）。日本語でこうした情報はなかなか接することができないので貴重

な機会となった。企画された丸山泰弘客員研究員（立正大学教授）ならびに通訳を担当された水藤昌彦教授（山口県立大学）に心から御礼申し上げる。

また、本号ではDVにおける正当防衛要件の見直しを提案する意欲的な論稿を投稿いただくことができた（本号3頁）。DVについては、豪州ではT Jの観点からDVコートが設立されているが、その取り組みとはまた違った視点でDVの抑止に繋がるのか論議を呼ぶだろう。これまで日本の法学論文では提唱されることがなかった視点であり、ご一読のうえご批判いただきたい。

そして、2025年1月11日に成城大学構内でおこなわれた映画『プリズン・サークル』の上映会が催された。T Jセンターではない他部局による主催である。責任者を務められた本学キャリアセンター教授の勝又氏にその日の様子をお伝えいただいている（本号41頁）。受刑者や回復プログラムについて、当センターとはまた異なる角度から得られた学びについてご寄稿頂くことができた。嬉しく思う。

2025年は拘禁刑制度の始まる、この国の刑罰制度の歴史的な転換点でもあり、治療的司法の思想をさらに社会のなかに届けていきたいと願っている。